

# 資料 1

令和 7 年 2 月 5 日

東御市長 花岡 利夫 様

東御市国民健康保険運営協議会  
会 長 俵 和一

## 東御市国民健康保険税率について（答申）（案）

令和 7 年 1 月 22 日付け 6 市民第 347 号で諮問のありました東御市国民健康保険税率について、当協議会で審議した結果、附帯意見を添え下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 答申

令和 7 年度における東御市国民健康保険税率は、諮問のとおり別紙の税率及び改定時期を適用することが妥当であると判断する。

#### 2 附帯意見

- (1) 特定健康診査・特定保健指導を引き続き行い、疾病の早期発見、早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持に努めること。
- (2) 適正受診の推奨やジェネリック医薬品（後発医薬品）への切り替えを推進し、医療費の抑制に努めること。
- (3) 国民健康保険税の賦課限度額（令和 6 年度 医療分 65 万円、後期高齢者医療支援金分 24 万円、介護納付金分 17 万円）が改定された際は、その限度額に改定すること。  
また、一定の所得以下の世帯に適用される均等割・平等割の軽減（7 割・5 割・2 割）の適用対象が拡大された際は、低所得者に配慮して速やかに適用すること。
- (4) 国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上に努めること。

# 別紙

## 1 国民健康保険税率

### (1) 医療分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 6.7	100 分の 6.7
資産割額	100 分の 11.2	100 分の 5.6
被保険者均等割額	19,000 円	20,100 円
世帯別平等割額	19,500 円	20,600 円

### (2) 後期高齢者支援金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.5	100 分の 2.5
資産割額	100 分の 3.8	100 分の 1.9
被保険者均等割額	7,300 円	8,300 円
世帯別平等割額	7,000 円	7,400 円

### (3) 介護納付金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.3
資産割額	100 分の 1.8	100 分の 0.9
被保険者均等割額	9,000 円	9,000 円
世帯別平等割額	8,200 円	8,200 円

## 2 改定時期 令和 7 年 4 月 1 日